

8 青 第 2 9 6 号
平成 18 年 11 月 29 日

社団法人電気通信事業者協会会長 様

京都府府民労働部長

青少年を取り巻く社会環境の整備に向けた取組の徹底について（通知）

晩秋の候ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、京都府の青少年健全育成に係る施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府では、知事が委嘱している京都府社会環境浄化推進員の方々に御協力いただき、10月に府内の携帯電話ショップの調査を実施しました。

その結果、調査した132店舗のうち、携帯電話の販売等の際に、保護者及び青少年に対して有害情報のフィルタリングの方法を紹介していない店舗及び有害な勧誘メールや出会い系サイトについて注意を促していない店舗が、いずれも2割ありました。また、これらの情報提供について条例及び自主的努力基準に定められていることを知らない店舗が4割ありました。

つきましては、下記の条例の規制等の遵守及び自主的な取組について、携帯電話事業者及び会員等関係者の皆様方に周知徹底していただきますようお願いします。

また、青少年が契約者である場合には、フィルタリングサービスの利用に関する親権者の意思確認を確実に行うなど、自主的な取組を一層強化されるようお願いします。

記

条例の規制等

インターネットを利用できる携帯電話等の端末設備の販売、貸付け又は交換を行う業者は、青少年が有害情報を閲覧、視聴しないよう、フィルタリングその他の必要な情報を提供するよう自主的に努めなければなりません。

自主的努力基準

- 1 保護者及び青少年に対して、フィルタリングの方法を紹介する。
- 2 保護者及び青少年に対して、有害な勧誘メールや出会い系サイトへの接続について注意を促す。